

#### 第47課 物権—所有権その4（所有権に対する制限）

これまで勉強したとおり、所有権は人の物に対する絶対的かつ最も完全な権利であるとされるが、このような性質をもつ所有権も様々な制限に服する。

まず、所有者の意思に関わりなく、社会的な利益のために、所有権やその行使が制約されることがある。第44課で説明したとおり、所有権といえども、公共の福祉や、公共の福祉の確保を目的とする各種の法規範に従うのである。実際、所有権に対する制約を課す法令、特に公法は数多くある。例えば、自分の土地の上に家屋などの建物を立てるにあたっては、どんな建物を立ててもよいというわけではなく、建物の構造や強度などについては、「建築基準法」の規制を受けるし、建物の高さや床面積、あるいは使用目的などについては「都市計画法」や各地方自治体の条例などによって様々な制約を受ける。さらには、観念的には民法上の所有権が認められても、およそ所持すること自体が禁止されている物もある。麻薬や銃器などがその例である。また、特定の種類の物の販売に関する各種の規制（薬についての「薬事法」など）や、物の処分に関する規制（例えばごみをみだりに捨てるのは、たとえ自分の所有地内であっても「廃棄物処理法」で規制されている）なども数多く存在し、何の規制も受けない所有権というのは存在しないと言ってよいくらいである。

このような**公法的規制**のほか、私法上も、隣接する土地の間の利益の衝突を調整する「相隣関係」（民法第209条～第238条）の規定などにより、所有権はその限度で制約を受ける。また、複数の者が共同して一個の物を所有する「共有」（民法第249条～第264条）の場合には、共有者のそれぞれの権利は、当然のことながら共有の性質に応じて制限を受ける（例えば、他の共有者の同意がなければ目的物に変更を加えることができない（民法第251条）など）。

次に、所有権は、所有者の意思に基づいた約束（契約）によって制限されることがある。所有物の上に制限物権（第44課参照）を設定した場合などである。例えば、所有者が土地の上に他人のために「地上権」が設定されると、所有権の内容である所有者の使用権能はその限度で制限されるし、「抵当権」や「質権」などの「担保物権」が設定されると、やはりその限度で所有権は制限を受けることになる。

このように、所有権は、絶対的な、完全な権利であるといわれながらも、様々な制約に服しており、所有権や物を巡る法律関係を考えるにあたっては、これらの公法上、私法上の制限にも充分注意しなければならない。

## 1 重要語句

### a 所有権に対する公法的規制

所有権に対する公法的規制には様々なものがあり、本文に例を挙げた麻薬や銃器など、もはや対象物の所持自体が禁止されていて、見つければ必ず没収されるなど、所有権を論じる意味をほとんどなくしてしまうような規制（麻薬について「麻薬及び向精神薬取締法」、銃器については「銃砲刀剣類所持等取締法」など）から、収益や処分の際してその方法を規制するなどの軽い制限をもうけ、違反に対してはごくわずかの制裁を科す程度のもので、実に幅広い。公法的規制が所有権の行使にどの程度影響を及ぼすのかは、当該法規範の立法目的や規制態様などに照らして個別的に考える必要がある。

### b 共有

2人以上の者が一つの者を所有することを「共同所有」というが、「共有」はこの共同所有の一つの形態である。民法は「共有」についてしか直接には規定していないが、共同所有には、この他に「合有」という形態と、「総有」という形態があるとされている。「共有」においては、共有者は、それぞれ共同所有の割合としての「持分」を有しており、かつ、その持分を処分すること（例えば売ってしまうこと）は自由で、また、原則としていつでも自由に目的物の分割請求ができるところに特色がある。

これに対し、「合有」というのは、同じく複数の者が一個の物を所有することであるが、持分を処分する自由も、目的物の分割請求も自由にはできない点で「共有」と異なる。日本民法の下では組合（民法第667条以下）の財産（組合財産）が組合員の合有であるとされている。

「総有」というのは極めて特殊な共同所有形態で、割合に応じた「持分」という概念がそもそもなく、各共同所有者は目的物の利用権・収益権があるのみで、処分権はもたず、目的財産の管理については慣習や取り決めによって代表者がこれを行うという形態の共同所有である。このような事例はあまり多くはない。例えば、ある地方の村落にある山林の利用権（その山林に入って樹木や山菜、あるいはきのこなどを採取したり、流水を利用したりする権利）をその村の住民が全体で持つという「入会権」が「総有」の性質を持つといわれている。「総有」の性質を持つ「入会権」は、伝統的な部落共同体の下で存在することが多く、現在の日本では珍しくなっている。